

クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン 新旧対照表

令和4年5月16日作成

旧(令和3年10月21日策定版)	新(令和4年5月16日策定版)	備考
<p>1 はじめに 第1段落目 新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。発生から一年半を経過した今も尚、新たな変異株の発生や、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除される等、先行きが見通せない状況が続いており、デルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、これまでの感染防止策等をさらに深化させる必要があります。</p>	<p>1 はじめに 第1段落目 新型コロナウイルスは、人類の生命、財産、そして社会経済に大打撃を与え、公衆衛生の危機をもたらす等、未曾有の大被害を日本のみならず世界全体にもたらしています。 発生から二年余を経過した今も尚、デルタ株やオミクロン株等の変異株の拡大により、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出・解除される等、依然として厳しい状況が続いており、これまでの感染防止策等を見直す必要があります。</p>	
<p>2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和3年8月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 第1段落目 本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年3月17日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、クラシック音楽公演運営推進協議会として、主としてプロフェッショナルの演奏者が行うクラシック音楽公演の開催における新型コロナウイルス感染症予防対策として実施すべき基本的事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成したものです。</p>	

旧(令和3年10月21日策定版)	新(令和4年5月16日策定版)	備考
<p>2 本ガイドラインの位置付け 第4段落目 公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を行った上で、クラシック音楽公演において感染者の発生やクラスター等が生じないよう万全な取り組みを行っていくことを求めます。 又、実施にあたっては、公演主催者、施設管理者、出演者、楽団等については関わる出演者とスタッフ、公演実施に関わる舞台スタッフ、運営に関わるすべてのスタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対しての相互理解を強く望みます。</p>	<p>2 本ガイドラインの位置付け 第4段落目 公演主催者は、会場の所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえ、施設管理者と公演主催者にて協議を行い、本ガイドラインが示す感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえた慎重な判断を行うとともに、実施にあたっては、公演主催者、施設管理者、出演者、楽団等については関わる出演者とスタッフ、公演実施に関わる舞台スタッフ、運営に関わるすべてのスタッフ等との十分なコミュニケーションを踏まえ、公演開催の意義や必要性等を理解し、お客様に対して適切な環境の整備と上演内容の質が保たれるよう、知恵を出し合い、円滑に公演が遂行されるよう、すべての関係者に対しての相互理解を強く望みます。</p>	
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5) ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある。 ④ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触がある。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (5) ③ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である。 ④ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。</p>	「過去2週間以内に」は削除
<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (7) 交通機関の分散利用や、公演前後の飲食・会合の抑制等、感染防止に努めるよう注意喚起する。</p>	<p>4ノ第1章ノ2. 感染防止対策の周知 (7) 交通機関の分散利用や、公演前後の飲食・会合の抑制等、公演開催地の自治体の方針に従って注意喚起する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (4) 入場時のチケット半券のもぎりはお客様で行っていただくよう周知する。可能であれば、主催者が目視で確認する方法も取り入れる。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (4) 入場時のチケット半券のもぎりは、入口の滞留状況等を想定し、簡略化(来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は可能であれば目視で確認)するか、係員のこまめな手指消毒(若しくは手袋着用)の徹底かを検討する。</p>	

旧(令和3年10月21日策定版)	新(令和4年5月16日策定版)	備考
<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (11) お客様に出演者の入待ちを控えていただき、プレゼントや花束等は控えるよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ4. 入場時の対応 (11) お客様に出演者の入待ちを極力控えていただき、プレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (2) 座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(3)を参照のうえ適切な対策を取る。</p>	<p>4ノ第1章ノ5. 客席 (2) 座席の最前列付近は、公演形態や演目内容を踏まえ第2章 5.(2)を参照のうえ適切な対策を取る。</p>	
<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場 ・ 使い捨ての紙皿や紙コップを使用することを周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ6. 開場時、休憩時間における対応 (2) 飲食を提供する場 ・ 使い捨ての紙皿や紙コップの使用を推奨する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1) 退場時について ・ お客様に楽屋訪問や出演者の出待ちを控えるよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (1) 退場時について ・ お客様に楽屋訪問や出演者の出待ちを極力控えるよう周知する。</p>	
<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3) サイン会等 ・ サイン会は実施しないことを周知する。 ・ 楽屋口等での出待ちはお断りする。 ・ 出演者へのプレゼントや花束等は控えるよう周知する。</p>	<p>4ノ第1章ノ7. 公演終了後の対応 (3) サイン会等 ・ 感染防止の為サイン会を実施しない場合は周知する。実施する場合は手指消毒、正しいマスクの着用等感染対策に十分留意する。 ・ 楽屋口等での出待ちは極力控えるよう周知する。 ・ 出演者へのプレゼントや花束等は極力控えるよう周知する。</p>	

旧(令和3年10月21日策定版)	新(令和4年5月16日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者として通知された、又は濃厚接触者として通知される可能性がある。 ・ 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴、及び当該在住者との濃厚接触があった。 	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触者であり政府所定の待機期間中である、又は濃厚接触者になる可能性がある。 ・ 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴があり政府所定の待機期間中である、もしくは待機期間中の当該者との濃厚接触がある。 	<p>「過去2週間以内に」は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (11) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国からの入国制限が解除されるまで行わない。ただし、日本入国後2週間を経過しているものは、この限りではない。</p>	<p>4ノ第2章ノ1. 基本的な感染予防対策 (11) 海外からの出演者の招聘は、当該国による日本への渡航制限および日本政府による当該国に関する水際措置に従う。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 演目・プログラムの選定は、公演内容での感染リスクを避ける観点から、次の点について配慮する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 演目・プログラムの選定は、会場のある自治体の感染状況や各都道府県の発している方針を踏まえて検討する。又、公演内容での感染リスクを避ける観点から、可能な限り次の点について考慮する。</p>	
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (1) 会場のある自治体の感染状況や各自治体の発している方針を踏まえながら、公演主催者は感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえて演目・プログラムを検討するよう努める。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (1) 公演主催者は感染防止対策の対応がどの程度実施できるかを踏まえて演目・プログラムを検討するよう努める。</p>	<p>「会場のある自治体の感染状況や各自治体の発している方針を踏まえながら、」は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (2) 舞台上のスペースに対して出演者間の十分な距離が取れる演目・プログラムを検討する。 (3) 公演形態における感染予防対策は以下の項目を検討する。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策 (旧(2) は削除) (2) 公演形態における感染予防対策は以下の項目を検討する。</p>	

旧(令和3年10月21日策定版)	新(令和4年5月16日策定版)	備考
<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3) ・ 声楽</p> <p>③ 合唱が出演する公演では、概ね60名以下の歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの正しい着用等と、それらに応じた適切な対人距離を確保するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。</p>	<p>4ノ第2章ノ5. 演目・プログラムの対策ノ(3) ・ 声楽</p> <p>③ 合唱が出演する公演では、歌手が原則として同一方向を向き、演奏途中で移動しないことを前提に、列の間が最低でも1mの市松模様状となるよう編成する。これらが困難な場合には、マスクの正しい着用等と、それらに応じた適切な対人距離を確保するなどの同等の効果を有する措置を講ずる。</p>	<p>「概ね60名以下の」は削除</p>
<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5. (3)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	<p>4ノ第2章ノ6. リハーサル、公演時の舞台上での対策 (5) 舞台上でのセッティングにあたっては、演者が発声する・激しい呼吸を伴う運動や管楽器の演奏を行う場合は第2章5. (2)を参照のうえ適切な距離を確保する等、芸術表現上又は演奏上難しい場合は使用する客席の位置を舞台から十分離す。</p>	
<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (1) 来場者と接触するような行動は控える。</p>	<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (1) 来場者と接触するような行動は極力控える。</p>	
<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (2) サイン会やお客様からのプレゼントや花束等の受理は控える。</p>	<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (2) サイン会やお客様からのプレゼントや花束等の受理は極力控える。</p>	
<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (4) 公演後の関係者等による打ち上げやパーティは控える。</p>	<p>4ノ第2章ノ9. 公演終了後の対応 (4) 公演後の関係者等による会食等は、公演開催地の都道府県の制限に沿い、基本的な感染対策の徹底や飲食店等の利用時の対策に十分注意するよう促す。</p>	